とっとりバイオフロンティア開放機器等予約システムの利用に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、「とっとりバイオフロンティアの施設設備及び機器の開放利用及び管理に関する規則」第14条の規定に基づき、開放機器等予約システム（以下「本システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において、開放機器等とは、「とっとりバイオフロンティア施設設備及び機器の開放及び管理に関する規則」第２条第１項第２号の研修室及び第３号の開放機器とする。

（システム利用登録申込）

第３条　本システムを利用するときは、事前に様式１号によるとっとりバイオフロンティア開放機器等予約システム利用登録申込書(以下「利用登録申込書」という。)をとっとりバイオフロンティア施設長（以下「施設長」という。）に提出しなければならない。

（利用登録の許可）

第４条　施設長は、利用登録申込書の提出があった時は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本システムの利用登録を許可するものとする。

（１）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（２）とっとりバイオフロンティアの施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

（４）その他、とっとりバイオフロンティアの施設及び設備の管理上支障があると認められるとき。

２　施設長は、前項の規定による利用登録を許可したときは、利用登録申込書の写しを利用者に交付するものとする。

（利用登録内容の変更）

第５条　利用者は、前条の許可を受けた事項を変更しようとするときは、事前に様式２号によるとっとりバイオフロンティア開放機器等予約システム利用登録変更申込書を施設長に申し出なければならない。

２　施設長は、前項の変更の申し出を受けた時は、第４条第１項に規定する基準を満たしている場合には、変更を許可するものとする。

（利用の中止）

第６条　利用者は、本システムの利用を中止するときは、事前に様式３号により施設長に届け出なければならない。

２　施設長は、前項の届出を受理したときは、速やかに利用登録を中止するものとする。

（補償等）

第７条　公益財団法人鳥取県産業振興機構は、次の各号の損害については、一切の責めを負わないものとする。

（１）利用者が本システムを利用したことにより生じた利用者の損害、又は利用者が第三

者に与えた損害

（２）施設長は、突発的な事故等による本システムの改修、運用停止、休止を利用者へ予告なしに行うことができるものとする。これに伴い利用者が本システムを利用できないことで生じた利用者又は第三者への損害

（行為の制限）

第８条　利用者は本システムにおいて、以下の行為をしてはならない。

（１）本システムを施設設備利用予約以外の目的で使用すること。

（２）他の利用者の利用者番号を不正に使用すること。

（３）他の個人又は団体に自己の利用者番号を使用させること。

（４）本システムに対して、不正な手段でアクセスすること。

（５）本システムに対して、故意にウィルスに感染したファイルを送信すること。

（６）本システムの管理及び運営を故意に妨害し、又は破壊すること。

（７）他の利用者の活動を妨害又は強要すること。

（８）その他、法令等に違反すると認められること。

２　施設長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対しては、利用者から収集した情報の抹消、本システムの停止等必要な措置を行うことができる。

（補則）

第９条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、公益財団法人鳥取県産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める。

（改廃）

第10条　この規程の改廃は、理事長の専決により行う。

附則

　この規程は、平成２５年３月１日から施行する。

様式１号

とっとりバイオフロンティア開放機器等予約システム利用登録申込書

年　　月　　日

　公益財団法人鳥取県産業振興機構

　　とっとりバイオフロンティア施設長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　申込者　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称及び部局名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　次のとおりとっとりバイオフロンティアの開放機器等予約システムを利用したいので申し込みます。

また、開放機器等予約システムの利用及び開放機器等の利用においては、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例（平成２２年鳥取県条例第４６号）、とっとりバイオフロンティア管理規則（平成２２年鳥取県規則第５４号）、とっとりバイオフロンティア施設設備及び機器の開放及び管理に関する規則、とっとりバイオフロンティア開放機器等予約システムの利用に関する規程を遵守するとともに、利用許可の制限に該当する利用でないことを誓約します。

なお、利用申請及び機器等の利用を行う者は、裏面利用登録者一覧のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用目的 |  |

※以下は鳥取大学部局利用者の記入欄

|  |  |
| --- | --- |
| 財源名称等記入欄 | 注）科学研究費であれば課題番号を、受託事業費であればその名称をご記入下さい。授業料収入等であっても、その予算の詳細をご記入下さい。 |
| 支出予定の財源（空欄不可） | 　□運営費交付金　　　□自己収入　　　□受託事業費　□授業料収入　　　　□寄附金　　　　□科学研究費　　　□補助金 |

|  |  |
| --- | --- |
| 備　　考 | ・裏面に利用者氏名およびEメールアドレスをご記入下さい。・申請が許可され次第、システムログイン用のパスワードをお知らせいたします。・申請は財源毎に必要となります。複数の財源をお使いになる場合は、その都度申請していただきますようお願い致します。 |

　　　【産業振興機構使用欄】

整理番号（No. ）

　申込みのとおり、開放機器予約システムの利用を

　　　　許可　・　不許可　　としてよろしいか伺います。　　　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 施設長 | 主査 |
|  |  |

利用登録者一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 | Ｅメールアドレス | 備　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※上記のＥメールアドレスにシステムログイン用パスワードをお知らせするメールをお送り致します。また、予約確認メール等をお送りするEメールアドレスとして登録させていただきます。

様式２号

とっとりバイオフロンティア開放機器等予約システム利用登録変更申込書

年　　月　　日

　公益財団法人鳥取県産業振興機構

　　とっとりバイオフロンティア施設長　様

申込者　郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称及び

　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

次のとおりとっとりバイオフロンティアの開放機器等予約システム利用登録を変更したいので申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 変更理由 |  |

 【産業振興機構使用欄】

整理番号（No.　　　　　　）

申込みのとおり、開放機器予約システム利用登録を変更してよろしいか伺います。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　 月　 日

|  |  |
| --- | --- |
| 施設長 | 主査 |
|  |  |

様式３号

とっとりバイオフロンティア開放機器等予約システム利用登録中止届出書

年　　月　　日

　公益財団法人鳥取県産業振興機構

　　とっとりバイオフロンティア施設長　様

申込者　郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称及び

　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

次のとおりとっとりバイオフロンティアの開放機器等予約システム利用登録を中止したいので届出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 中止理由 |  |

 【産業振興機構使用欄】

整理番号（No.　　　　　　）

申込みのとおり、開放機器予約システム利用登録を中止してよろしいか伺います。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　 月　 日

|  |  |
| --- | --- |
| 施設長 | 主査 |
|  |  |